

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に係る政策要綱案

令和7年4月17日

第一 目的規定の改正

貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするについて、労働環境の適正な整備に留意しつつ行うべきことを明記すること。

第二 貨物自動車運送事業に係る改正

一 許可制度に関する事項

1 許可基準の追加

許可の基準として、現行法の輸送の安全に関する基準及び今回追加する労働者の適切な処遇の確保その他の事業の適確な遂行に関する基準を遵守してその事業を遂行することその他この法律をはじめとする法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれることを追加すること。

2 許可の更新制度の導入

- (1) 一般貨物自動車運送事業の許可は、国土交通省令で定めるところにより5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。
- (2) (1)の更新の申請があった場合において、(1)の期間（以下この2において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の一般貨物自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有すること。
- (3) (2)の場合において、一般貨物自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (4) 国土交通大臣は、別に法律で定める独立行政法人に、国土交通省令で定めるところにより、(1)の一般貨物自動車運送事業の許可の更新に関する事務の一部を行わせることができること。
- (5) 現行法の許可の申請、欠格事由及び許可の基準の規定並びに1は、(1)の一般貨物自動車運送事業の許可の更新について準用すること。

二 適正原価に関する事項

1 運賃及び料金に係る適正原価

- (1) 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、運行費、全産業平均の賃金を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行する

ために必要不可欠な投資の原資、公租公課その他の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用であって国土交通省令で定めるものを的確に反映した積算を行うことにより、適正原価を定めることができること。

- (2) 国土交通大臣は、(1)による適正原価（2及び四2において単に「適正原価」という。）を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならないこと。
- (3) 国土交通大臣は、(1)による適正原価の設定については、運輸審議会に諮らなければならないこと。

2 適正原価を下回る運賃及び料金の制限

- (1) 一般貨物自動車運送事業者は、1(2)による適正原価の告示があった場合において、自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送の運賃及び料金について当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならないこと。
- (2) 一般貨物自動車運送事業者は、1(2)による適正原価の告示があった場合には、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃及び料金について当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならないこと。

三 委託構造の適正化に関する事項

1 書面の交付に係る規定等における真荷主の範囲の適正化

現行法において貨物利用運送事業者が真荷主として扱われる場合について、貨物利用運送事業者が元請として扱われるよう、真荷主の範囲を適正化すること。

2 二以上の段階にわたる委託の制限

一般貨物自動車運送事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送から更なる二以上の段階にわたる委託の制限のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

四 労働者の適切な処遇の確保及び事業の的確な遂行に関する事項

1 労働者の適切な処遇の確保

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業用自動車の運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

2 事業の的確な遂行に関する事項の追加

一般貨物自動車運送事業者が国土交通省令で定める基準を遵守すべき事項として、適正原価を下回らない額での貨物の運送の委託又は受託及び労働者の適切な処遇の確保を追加すること。

五 準用規定における準用対象の追加

特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、第一種貨物利用運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者について、一から四までの事項に関し必要な準用規定を設けること。

第三 罰則等

一 「白トラ営業」利用に関する罰則

(1) 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送を委託してはならないこと。

- ① 一般貨物自動車運送事業の許可の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を経営する者
- ② 特定貨物自動車運送事業の許可の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を経営する者
- ③ 貨物軽自動車運送事業の届出の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を経営する者

(2) (1)に違反した者は、100万円以下の罰金に処すること。

二 「白トラ営業」利用に係る荷主等に対する要請、勧告等

(1) 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者以外の者の貨物自動車運送事業を経営する行為（(6)において「無許可等経営行為」という。）の原因となるおそれのある行為（以下「無許可等経営原因行為」という。）を荷主（現行法の第六十四条各号に掲げる者を含む。以下同じ。）その他の者がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該者に関する情報を提供することができること。

(2) 国土交通大臣は、当分の間、荷主その他の者が無許可等経営原因行為をしているおそれがあると認めるときは、当該者に対し、無許可等経営原因行為をしないよう要請することができること。

(3) 国土交通大臣は、当分の間、(2)による要請を受けた者がなお無許可等経営原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認めるときは、当該者に対し、無許可等経営原因行為をしないよう勧告することができること。

- (4) 国土交通大臣は、(3)による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
- (5) 関係行政機関の長は、荷主その他の者による無許可等経営原因行為の効果的な防止を図るため、(2)及び(3)の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。
- (6) 地方実施機関は、当分の間、無許可等経営行為をする者に対する荷主その他の者の行為が無許可等経営原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。

第四 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して〇年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
 - ※ 許可の更新に関する事務の集中を防止するための経過措置や、関係事務の運用、準備作業等を検討し、具体化。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。